

## SBI損保の火災保険 (住まいの保険)

# お申込みの際に ご提出いただく書類のご案内

お申込みの際は、以下の書類を契約申込書と一緒にご返送ください。

## お住まいの情報を確認することができる書類

お申込みの際に、お住まいの「**建築年月**」、「**柱の種類**」および「**耐火性能**」をご確認いただき、これらを確認することができる下記**1**～**3**の書類の**コピー**をご提出ください。

**1** **建築年月**を確認することができる書類の**コピー**

**2** **柱の種類**を確認することができる書類の**コピー**

**3** **耐火性能**を確認することができる書類の**コピー**

▶ ご提出いただく書類の例はP2をご覧ください。

## 地震保険にご加入をお考えの方

## 地震保険の割引適用を確認することができる書類

地震保険には、お住まいの耐震や免震性能などにより適用される保険料の割引があります。下記**①**～**④**のいずれかの割引を適用できる可能性がある場合、確認資料のコピーをご提出ください。

▶ 地震保険割引確認資料の例はP4-5をご覧ください。

▶ 割引の詳細についてはP6をご覧ください。

**①** 免震建築物割引   **②** 耐震等級割引   **③** 耐震診断割引   **④** 建築年割引

ご契約内容によっては、上記に記載のない書類をご提出いただくこともあります。なお、保険期間の途中で住まいの構造が変わったり、契約内容を変更する際も書類をご提出いただくことがございます。

SBI損保サポートデスク

 **0800-170-7450**

受付時間

平日 9:00～20:00

(水曜は17:30まで)

土・日・祝日 10:00～20:00

※12/31～1/3を除きます。

# お住まいの情報を確認することができる書類

\* 各書類のイメージは、書類名の前の①などの数字を参考にP3をご参照ください。

## 1 建築年月<sup>(※1)</sup>を確認することができる書類

建築年月の記載がある書類の例 (いずれか1つのコピーをご提出ください)

① 重要事項説明書	⑤ 登記簿謄本または全部事項証明書
④ 検査済証	⑥ 登記事項要約書

※1 建築年月とは「建物完成年月」(建物の建築工事が完了した年月)をいいます。

建物の建築工事が完了していない場合は、「建物完成予定年月」をご確認いただき、後日、建築工事が完了した後に改めて「建物完成年月」をご確認ください。

## 2 柱の種類<sup>(※2)</sup>を確認することができる書類

柱の種類の記載がある書類の例 (いずれか1つのコピーをご提出ください)

① 重要事項説明書	⑥ 登記事項要約書
② 建築確認申請書 (第一面～第五面)	⑦ 確認済証 (確認通知書)
③ 仕様書 (図面)、お住まいのパンフレットなど	⑧ 売買契約書
④ 検査済証	⑨ 建設住宅性能評価書
⑤ 登記簿謄本または全部事項証明書	

※2 木造、鉄骨造、コンクリート造など

## 3 耐火性能<sup>(※3)</sup>を確認することができる書類

耐火性能の記載がある書類の例 (いずれか1つのコピーをご提出ください)

② 建築確認申請書 (第一面～第五面) <sup>(※4)(※5)</sup>	③ 仕様書 (図面)、お住まいのパンフレットなど <sup>(※4)</sup>
---	--

※3 耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物など

※4 書類がご用意いただけない場合、または、書類から弊社の定める構造級別における耐火性能が確認できない場合は、「⑩ 建物構造証明書」をご提出ください。

※5 省令準耐火建物の確認はできません。

### 「耐火性能を確認することができる書類」のご提出が不要となる主な場合

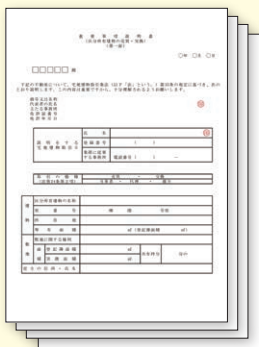
- ・「2 柱の種類を確認することができる書類」で、コンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造、石造、鉄骨造 (一戸建の専用住宅に限る。) であることが確認できる場合 など

\* 1～3の書類がない場合は、施工者、ハウスメーカー、設計者または販売者にご確認ください。

# 書類のイメージ

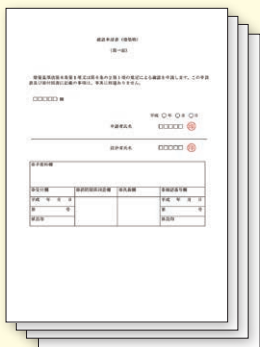
## 1 重要事項説明書

1 建築年月  
2 柱の種類



## 2 建築確認申請書 (第一面～第五面)

2 柱の種類  
3 耐火性能



## 3 仕様書(図面)、お住まいのパンフレットなど

2 柱の種類  
3 耐火性能



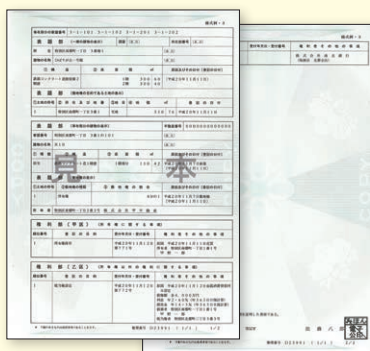
## 4 検査済証

1 建築年月  
2 柱の種類



## 5 登記簿謄本または全部事項証明書

1 建築年月  
2 柱の種類



## 6 登記事項要約書

1 建築年月  
2 柱の種類



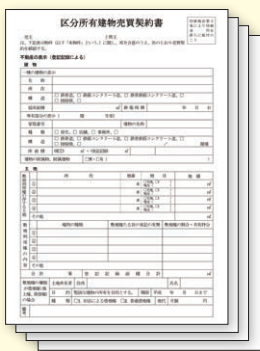
## 7 確認済証(確認通知書)

2 柱の種類



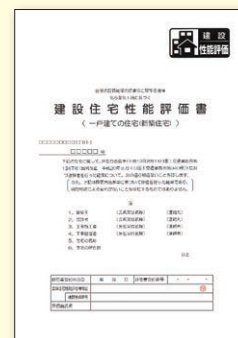
## 8 売買契約書

2 柱の種類



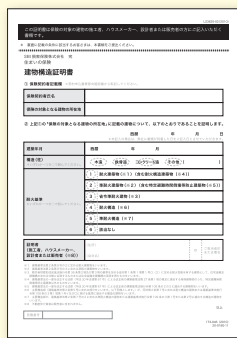
## 9 建設住宅性能評価書

2 柱の種類



\* まだ発行されていない場合は、設計住宅性能評価書

## 10 建物構造証明書



\* お住まいの施工者、ハウスメーカー、設計者または販売者の方にご記入いただく書類です。

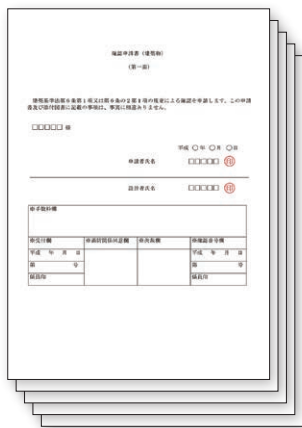


# 地震保険の割引適用を確認することができる書類

## 地震保険割引確認資料の例

▶各資料の横の **①免震建築物** **②耐震等級** **③耐震診断** **④建築年** は、ご提出いただくことで適用の可能性のある割引を表示しています。

### A 建築確認申請書 (第一面～第五面) **④建築年**



次の点を確認できることが必要です。

- 公的機関等の受領印・処理印があること
- 「工事着手予定年月日」等で昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できること
- 「新築」であること (第四面の「工事種別」の欄等に記載)

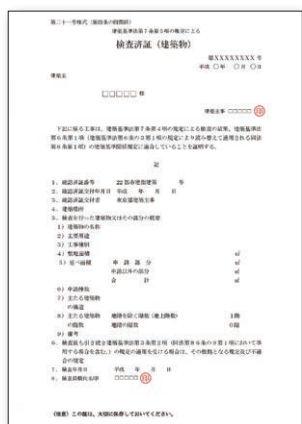
### B 確認済証 (確認通知書) **④建築年**



次の点を確認できることが必要です。

- 確認年月日が昭和56年6月1日以降であること
- 建築場所
- 「新築」であること (工事種別)

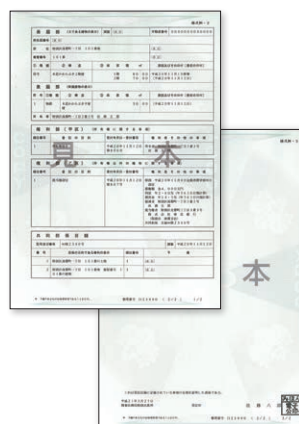
### C 検査済証 **④建築年**



次の点を確認できることが必要です。

- 発行者が建築主事または指定確認検査機関であること
- 建築確認年月日または確認済証交付年月日が昭和56年6月1日以降であること
- 建築場所
- 「新築」であること (工事種別)

### D 登記簿謄本または全部事項証明書 **④建築年**



次の点を確認できることが必要です。

- 建物の所在地
- 新築年月日が昭和56年6月1日以降であること (「原因およびその日付」欄)

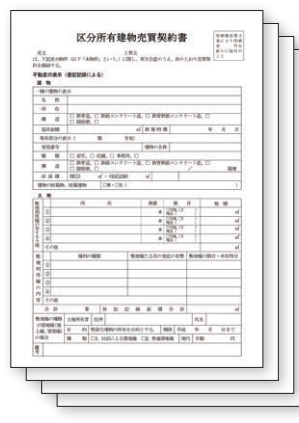
### E 重要事項説明書 **④建築年**



次の点を確認できることが必要です。

- 宅地建物取引士 (宅地建物取引主任者) の記名・押印または署名があること
- 建物の所在地
- 新築年月日が昭和56年6月1日以降であること

### F 売買契約書 **④建築年**



次の点を確認できることが必要です。

- 宅地建物取引士 (または宅地建物取引主任者) の記名・押印または署名があること
- 建物の所在地
- 建築確認年月日が昭和56年6月1日以降であること
- 「新築」であること (建設、建築、竣工、完成、着工といった記載でも可)

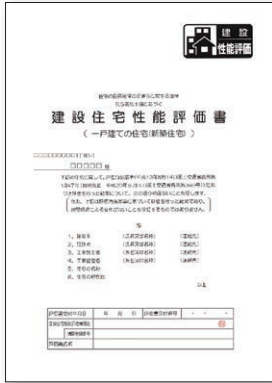
※地震保険の始期日が2019年1月1日以降の場合に対象となります。

※各確認資料の建物の所在地、建築場所は地番表示で構いません。

※複数の割引に該当する場合には最も高い割引率を適用しますので、①～④の割引を重複して適用させることはできません。

## G 建設住宅性能評価書 (または設計住宅性能評価書)

- ① 免震建築物
- ② 耐震等級



次の点を確認できる必要があります。

●表紙に



または

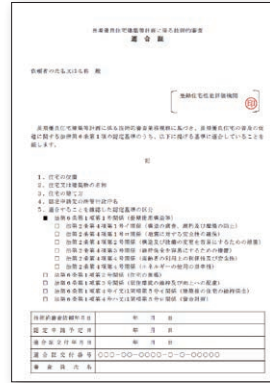


のマークがあることをご確認ください。

※ご提出いただくコピーは評価書の全面となります。

## H 長期優良住宅建築等計画に係る 技術的審査適合証

- ① 免震建築物
- ② 耐震等級

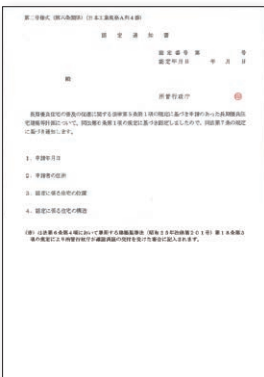


次の点を確認できる必要があります。

- 登録住宅性能評価機関の記名および押印があること
- 建物の所在地

## I 認定通知書 (長期優良住宅)

- ① 免震建築物
- ② 耐震等級



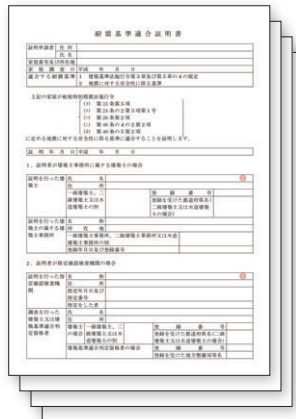
次の点を確認できる必要があります。

- 地方公共団体の長など所管行政官庁が分かる記名および押印があること
- 建物の所在地

※免震建築物割引、耐震等級割引(耐震等級3)の適用を受ける場合は、別途免震建築物であること、または耐震等級3であることが確認できる資料のご提出が必要です。

## J 耐震基準適合証明書

- ③ 耐震診断

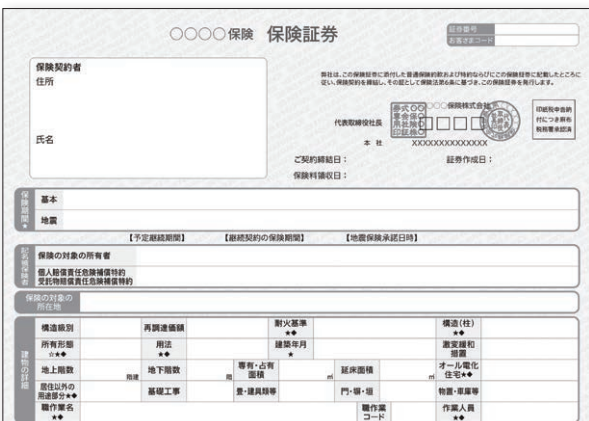


次の点を確認できる必要があります。

- 証明者(建築士等)の記名・押印または署名があること
- 建物の所在地

## K 他社の保険証券

- ① 免震建築物
- ② 耐震等級
- ③ 耐震診断
- ④ 建築年



次の点を確認できる必要があります。

- 今回適用する割引と同じ割引が記載されていること(保険証券に記載されている割引と異なる割引を適用する場合は、あらためて確認資料のご提出が必要です。)
- 耐震等級(耐震等級割引の場合)

※ご提出いただくコピーは保険証券の全面となります。

本ページ掲載の確認資料は一例です。ご不明な点がございましたら、SBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

地震保険には建物の耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用を受けるためには、下記の適用条件を満たすことが確認できる所定の確認資料のコピーの提出が必要となります。

なお、割引は下記いずれか1つのみ適用でき、各割引を重複して適用させることはできません。

## ■ 建築年割引 (10%割引)

適用条件：1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物であること

確認資料とすることができる主な書類	
建築確認申請書 <b>Ⓐ</b>	建築基準法第18条第3項の規定による適合する旨の通知書
確認済証(確認通知書) <b>Ⓑ</b>	建築基準法に基づく確認済の証
検査済証 <b>Ⓒ</b>	建築確認証明書(建築物確認証明書)
登記簿謄本または全部事項説明書 <b>Ⓓ</b>	建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書
宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書 <b>Ⓔ</b>	住宅用家屋証明書(租税特別措置法に関する証明願、新築住宅証明書)
宅地建物取引業法に基づく不動産売買契約書 <b>Ⓕ</b> または賃貸住宅契約書	証明願(証明書)
建築年割引が適用されていることがわかる保険証券 <b>Ⓚ</b> 、保険契約証、保険契約継続証、異動承認書、満期案内書類、契約内容確認のお知らせまたはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類もしくは電子データのいずれか	家屋所在証明書(固定資産(家屋)所在証明書、物件証明、課税台帳登録事項証明、評価証明、家屋課税台帳)
登記申請書	不動産登記情報(全部事項)(インターネット)
建物登記済権利証	確認済証(確認通知書) + 建築確認申請書の副本およびその添付図書
登記事項要約書	登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書または建物引渡証明書
名義変更届(建築主等変更届)	

## ■ 免震建築物割引 (50%割引)、耐震等級割引 (50~10%割引)

適用条件：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物に該当する建物であること、または耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している建物であること

○：割引を適用できる可能性がある書類(ご提出いただいたとしても適用条件に該当することが確認できない場合、割引を適用することはできません。)

確認資料とすることができる主な書類	免震建築物割引 (50%割引)	耐震等級割引 (50~10%割引)
建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書 <b>Ⓔ</b>	○	○
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証 <b>Ⓕ</b>	○	○
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による長期使用構造等である旨の確認書	○	○
認定通知書 <b>①</b> 、変更認定通知書または承認通知書		○
免震建築物割引または耐震等級割引が適用されていることがわかる保険証券 <b>Ⓚ</b> 、保険契約証、保険契約継続証、異動承認書、満期案内書類、契約内容確認のお知らせまたはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類もしくは電子データのいずれか	○	○
住宅用家屋証明書		○
認定長期優良住宅建築証明書		○
設計内容説明書または構造計算書 <b>*1</b>	○	○
フラット35Sに関する適合証明書	○	○
現金取得者向け新築対象住宅証明書	○	○
共用部分検査・評価シート	○	○
住宅性能証明書	○	○
現況検査・評価書	○	○
耐震性能評価書		○
設計内容説明書 + 住宅型式性能認定書(または型式住宅部分等製造者認証書) <b>*1</b>		○

## ■ 耐震診断割引 (10%割引)

適用条件：地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年(昭和56年)6月1日施行)における耐震基準を満たす建物であること

確認資料とすることができる主な書類	
耐震基準適合証明書 <b>Ⓖ</b>	増改築等工事証明書
耐震診断割引が適用されていることがわかる保険証券 <b>Ⓚ</b> 、保険契約証、保険契約継続証、異動承認書、満期案内書類、契約内容確認のお知らせまたはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類もしくは電子データのいずれか	建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号 <b>*2</b> に適合している」という文言が記載された書類
住宅耐震改修証明書	地方税法施工規則附則に基づく証明書

**\*1** 認定通知書(変更認定通知書・承認通知書)などの「長期優良住宅に関する認定書類」や「住宅性能証明書」などとセットで提出が必要となります。

**\*2** 平成25年国土交通省告示第1061号を含む。

上記の資料をご提出いただいたとしても適用条件に該当することが確認できない場合、割引を適用することはできません。